6　地方公共団体の役割

都道府県市は、これまでにポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失等が発生している状況に鑑み、その区域内に存在するポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況並びに高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（電気事業法の電気工作物に該当するものを除く。以下本項において同じ。）の所有の状況を実地に把握するとともに、必要な調査を行った上で、未届けのポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品がないよう保管事業者及び所有事業者に届出を徹底させること並びにポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な保管のための措置、処分に当たっての安全な収集運搬の確保のための措置及び高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分期間内又は特例処分期限日までの計画的な処分のための取組並びに高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の確実な廃棄のための取組を講ずるよう必要な指導等を行うことが必要である。特に、拠点的広域処理施設における処理の実施に当たり、都道府県市は、高濃度ポリ塩化ビフェニル処理事業に係る広域協議会等を活用し、相互に連携して、確実かつ適正な収集運搬を行うことができる収集運搬業者による広域的な収集運搬の体制の確保を行うとともに、安全かつ効率的な収集運搬及び処分が計画的に実施できるよう他の都道府県市との調整及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社との調整を行うことが必要である。また、都道府県等は、これらの保管事業者及び所有事業者に対する指導の方針、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の拠点的広域処理施設への計画的な搬入の方針及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の確実な廃棄の方針について、処理計画に定めるものとし、都道府県市は当該方針に基づき保管事業者及び収集運搬業者に対する指導等を行うことに努めるものとする。

さらに、都道府県は、国と協調して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成を行うことが必要である。

また、保管事業者及び所有事業者に対して、一日も早い処分及び廃棄を求めるため、地方公共団体自らも率先してその保管・所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分委託・廃棄を早期に進めることが求められるとともに、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分委託を確実に行い、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄又はポリ塩化ビフェニルの除去に努めることが求められる。

このほか、都道府県市は、国とともに、保管事業者及び所有事業者に対し、特別措置法に基づく届出及び高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分期間内の処分委託又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄に係る義務並びに廃棄物処理法に基づく適正な保管その他の義務に関し、周知徹底を図ることに努めるものとする。また、地方公共団体は、国とともに、国民に対し、国及び地方公共団体が実施する施策への協力が得られるよう、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の必要性、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の進捗状況その他の情報の提供を行うなど、その理解を深めるよう努めなければならない。

第２章　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

第１節　現状

我が国では、これまで、約59,000トンのポリ塩化ビフェニルが生産され、このうち約54,000トンが国内で使用されたところであるが、平成28年改正前の特別措置法第８条の規定に基づき、保管事業者により届出された平成27年３月31日時点のポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類別の保管量は、次のとおりである。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類	保　管　量※	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類	保　管　量※
高圧変圧器	3,976台	高圧変圧器	17,670台
高圧コンデンサー	93,502台	高圧コンデンサー	30,323台
低圧変圧器	23,913台	低圧変圧器	6,776台
低圧コンデンサー	1,132,714台	低圧コンデンサー	527,952台
柱上変圧器	47,664台	柱上変圧器	755,199台
安定器	4,347,235個	安定器	535,404個
廃ポリ塩化ビフェニル	9.4トン	廃ポリ塩化ビフェニル	19トン
ポリ塩化ビフェニルを含む廃油	960トン	ポリ塩化ビフェニルを含む廃油	51,466トン
感圧複写紙	497トン	感圧複写紙	72トン
ウエス	31トン	ウエス	693トン
汚泥	327トン	汚泥	5,590トン
その他の機器等	263,361台	その他の機器等	396,611台

※　平成27年３月31日時点

また、所有事業者（保管事業者に該当する者に限る。）により届出された平成27年３月31日時点のポリ塩化ビフェニル使用製品の種類別の所有量は、次のとおりである。

なお、電気事業法のポリ塩化ビフェニル使用電気工作物については、後掲の電気事業法の届出データと重複があることに留意が必要である。

高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の種類	所　有　量※	低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の種類	所　有　量※
高圧変圧器	245台	高圧変圧器	6,746台
高圧コンデンサー	4,735台	高圧コンデンサー	2,624台
低圧変圧器	58台	低圧変圧器	897台
低圧コンデンサー	1,699台	低圧コンデンサー	17,671台
柱上変圧器	285,635台	柱上変圧器	513台
安定器	79,785個	安定器	35,372個
ポリ塩化ビフェニル	0.1kg	ポリ塩化ビフェニル	36kg
ポリ塩化ビフェニルを含む油	0.001kg	ポリ塩化ビフェニルを含む油	8,329kg
その他の機器等	1,325台	その他の機器等	43,256台

※　平成27年３月31日時点

さらに、電気事業法に基づき電気工作物の設置者により届出された平成28年３月31日時点のポリ塩化ビフェニル使用電気工作物の種類別の所有量は、次のとおりである。ただし、電気事業者の柱上変圧器については、平成27年３月31日時点のものである。

高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物の種類	所　有　量※	低濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物の種類	所　有　量※
変圧器（電気事業者の柱上変圧器を除く。）	419台	変圧器（電気事業者の柱上変圧器を除く。）	36,935台
電力用コンデンサー	18,518台	電力用コンデンサー	3,776台